

平成26年3月

事業者各位

豊能町総務部総務課

豊能町暴力団排除条例・施行規則・措置要綱の施行に伴う
「誓約書」の提出について（お知らせ）

平成26年4月1日から豊能町暴力団排除条例・施行規則・措置要綱が施行されることに伴い、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置として、豊能町と契約を締結する契約相手方及び下請人等の方は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出が必要となります。

つきましては、下記のとおり取扱いしますので、お知らせいたします。

記

1. 対象

公共工事等の契約につきましては、契約金額が500万円以上の契約相手方及び下請人等から誓約書を提出していただきます。

2. 誓約書の提出

①建設工事、測量・設計委託等

- ・制限付き一般競争入札案件の元請負人は、事後審査の段階で町（契約検査室）へ提出してください。
- ・制限付き一般競争入札以外の案件につきましては、契約締結（契約書提出）時に町（契約検査室）へ提出してください。
- ・下請負人等につきましては、当該下請契約等を締結する際に、誓約書を元請人を通じて町（工事・業務担当課）へ提出してください。

②物品購入、業務委託（①の測量・設計委託等を除く）、リース・レンタル等

- ・契約締結（契約書提出）時に町（契約検査室）へ提出してください。

③売払い（物品等）

- ・契約締結（契約書提出）時に町（売払い担当課）へ提出してください。

3. 誓約書に違反した場合に対する措置

- ・元請負人が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、当該契約を解除し、違約金を徴収します。
- ・町の入札参加資格を有する契約相手方及び下請負人等は、一定期間入札参加除外措置を行い、公表します。
- ・下請負人等で町の入札参加資格を有しない場合は、一定期間、公表します。

4. 誓約書を提出しない場合に対する措置

- ・契約相手方が誓約書を提出しない場合は、当該契約を締結しません。
- ・町の入札参加資格を有する契約相手方及び下請負人等が誓約書を提出しない場合は、豊能町建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づき、入札参加停止措置を行います。

5. 施行日 平成 26 年 4 月 1 日